

此の新党準備会が再度結成禁止を命ぜらるるや、政治運動は非合法的存在たる「政治的自中獲得労農同盟」の組織となり、同々組合運動も又非合法的存在たる「日本労働組合全国協議会」の組織となす。潜行的運動かその旨質となす。

昭和四年八月「労農同盟」の幹部大山郁夫、細田篤支、上村進等「四上」事件（原）三次共産党事件）後の左翼労働運動の認識を顧慮して左翼陣の再建として「新労農党」持主を提唱して同年十一月「労農党」を創した。

この「労農党」の創立は、左翼政治路線に於て非合法派（労農同盟）と合法派の分離対立を生じたりか又同様に左翼労働組合路線も非合法派たる「全協」と合法派たる「労農党」を対立と三分行をせしむ。政治運動の所生は常に合法と非合法あり。